

（速度表示装置）

**第五十七条** 平成十八年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第四十八条の三並びに細目告示第七十四条、第一百五十二条及び第二百三十条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車には、速度表示装置を備えることができる。
- 二 速度表示装置は、次の基準に適合するものでなければならない。
  - イ 速度表示装置は、次表上欄に掲げる速度で走行する場合に同表下欄に掲げる個数の灯火（以下「速度表示灯」という。）を自動的に点灯する構造であること。

六十キロメートル毎時を超える速度	三個
四十キロメートル毎時をこえ六十キロメートル毎時以下の速度	二個
四十キロメートル毎時以下の速度	一個

- ロ 速度表示灯は、前方百メートルの距離から点灯している灯火の数を確認できるものであること。
- ハ 速度表示灯の灯光の色は、黄緑色であること。
- ニ 速度表示灯の表示の誤差は、平坦な舗装路面で、速度三十五キロメートル毎時以上において、正十五パーセント、負十パーセント以下であること。
- ホ 速度表示装置は、運転者が運転者席においてその作動状態を確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。
- 三 速度表示装置は、前項に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
  - イ 速度表示灯の取付位置は、前面ガラスの上方であり、かつ、地上一・八メートル以上であること。
  - ロ 速度表示灯は、横に配列するものとし、その点灯の順序は、左側の灯火、右側の灯火、中間の灯火の順であること。
  - ハ 速度表示灯の表示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積は、四十平方センチメートル以上であること。